

1 4 障害のある受検者に対する配慮

都立高校の入試では、障害のある志願者が受検する場合、学力検査や小論文（作文）、面接等において、検査方法、検査時間及び検査会場等について、受検上の配慮を申請することが可能です。

【概要】

- 障害のある志願者が受検する場合、学力検査、小論文（作文）、面接等において、検査方法、検査時間及び検査会場等について受検上の配慮を申請することが可能です。
- 志願者の障害の特性等を考慮した上で、問題用紙・解答用紙の拡大、英語リスニングテストでの座席の配慮、検査時間の延長、記号選択式での受検、I C T機器の使用、介助者（代筆者や音読者などを含む。）の同行などが認められます。
- 現住所から通学至便な全日制又は定時制の高校を志願する場合、選考の特例を申請することが可能です。
- 実際の配慮の内容は、在学する中学校等で、受検者が現在受けている配慮の内容を十分参考にしながら、受検者の状況に応じ、個別に決定します。
- 令和8年度入学選抜における都立高校への申請時期は、令和7年12月19日までです。

【申請から決定までの流れ】

- ① 申請者は、学力検査等実施上の配慮申請書（様式 24）に必要事項を記入し、中学校長に提出します。
※現在、中学校に在学していない場合は、志願先の都立高校に直接申請してください。
- ② 中学校長は、申請内容を確認し、記載された配慮が必要であると認めた場合は、所定欄に必要事項を記入・押印し承認します。
- ③ 中学校長は、申請者が志願する都立高校長に、申請のあった配慮申請書を提出します。
- ④ 申請を受け付けた都立高校長は、東京都教育庁都立学校教育部高等学校教育課入学選抜担当に報告し、配慮の内容について協議します。
- ⑤ 都立高校長は、配慮の内容について決定し、本人・保護者宛と中学校長宛の通知（配慮内容決定通知）を中学校に送付します。
- ⑥ 中学校長は、申請者に本人・保護者宛の配慮内容決定通知を配布します。

